

お取引先各位

平成 30 年 10 月 18 日  
ハバジット日本株式会社

### Fixol の販売についてのお知らせ

拝啓、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令」により、製品の販売方法等を変更させていただく必要がありますので、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

### 記

製品名：接着剤 Fixol

成分：レソルシノール

平成 30 年 7 月 1 日施行の「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令」により接着剤 Fixol が毒物及び劇物取締法における劇物に指定されました。

本製品の販売につきましては、平成 30 年 10 月 1 日より販売業の登録を申請し、許可を受けないと販売ができなくなります。

弊社は、輸入業及び販売業の登録を完了いたしました。現在のところ、弊社和歌山工場みの認可となりますので、弊社関東工場及び協力会社様からの出荷はできなくなります。

また、お取引各位様におかれましても本製品を再販される場合、毒物劇物一般販売業の許可を取得していただかないと販売ができなくなります。弊社和歌山工場より消費者（認可は不要）へ直送（伝票操作のみで現物に触れない販売）させて頂く場合も、毒物劇物一般販売業の許可が必要になりますので、各所在地の管轄保健所に登録の申請をお願いいたします。（この場合は毒物劇物取扱責任者の届出は不要です）

尚、消費者からは譲受書を拝領することが義務付けられており、ご注文の際、譲受書に必要事項を記載、押印の上、ご提出頂くこととなりますのでご了承願います。

弊社は、10 月 1 日より運用させていただきます。別紙 1. 「毒物劇物の譲渡手続きの流れ」を参照ください。

また、本製品の配送方法につきましても、変更せざるを得ない状況であり現在検討中となります。決まり次第ご連絡させていただきます。

平成 30 年 9 月 30 日で輸入・販売業の申請のための猶予期間が終了となりますが、すでに 7 月 1 日以降、消費者にも「毒物及び劇物取締法」に則した取扱いや保管をして頂く必要がございます。

#### 7 月 1 日以降

盗難・紛失・漏洩防止等対策として

- 毒物劇物の管理監督者を決める。
- 保管場所は一般の人が容易に近づけず、管理監督者の目が届く所に設置する。
- 毒物劇物専用の堅固な設備(施錠, 医薬用外劇物表示, 鍵の管理を徹底)に保管する。
- 管理簿を作成し、定期的に在庫量を確認する。

今回の急な法令の改正により対応が遅れ、ご案内が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。改正による政令施行でありご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上